平成２３年（フ）第４２８号
愛媛県松山市北条辻553番地１　カトレアハイツ222号
債務者　高野　守之
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３３号
愛媛県松山市山越６丁目17番８号　シャルル二番館ＮＯ２―202号
債務者　新野　知子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３９号
愛媛県松山市東方町甲2332番地１　グリーンコーポ東方201号
債務者　原田　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５２号
愛媛県松山市保免中１丁目５番１号　パラシオール永木105号
債務者　横山　　充
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６４号
福岡県飯塚市片島１丁目５番57号　勝森マンション201号、前住所福岡県飯塚市宮町13番12号
債務者　永田さとみ
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１６５号
福岡県飯塚市片島１丁目５番57号　勝森マンション201号
債務者　品川クニ子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１６８号
福岡県嘉麻市桑野2409番地２
債務者　梶原　耕一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３２６号
福岡県久留米市野中町1052番地１　エステート富士１番館503号、前住所福岡県福岡市中央区今泉２丁目１番７号
債務者　森下　静香
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４２７号
宮崎県西都市大字南方3554番１
債務者　湯淺　康隆
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３１号
宮崎市佐土原町下田島20296番地56
債務者　矢野　一仁
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４３７号
宮崎市大字本郷南方2707番地１　ジャン・ハッピネスＣ棟203号
債務者　山田　　桂
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６５号
兵庫県宝塚市中筋１丁目４番16号　ヴェルジュコート101号、前住所兵庫県宝塚市売布４丁目15番２号105
債務者　中村　　翔
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８８号
徳島県徳島市鮎喰町１丁目26番地の11
債務者　山本　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９１号
徳島県阿波市吉野町柿原字原61番地２　リバーハイツＡ101号
債務者　眞鍋　健生（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９５号
徳島市佐古三番町14番６号、住民票上の住所　徳島県吉野川市鴨島町鴨島506番地
債務者　石原　京子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１２号
徳島県鳴門市撫養町木津798番地３リッチ・ｄｅ・鳴門Ⅱ503号
債務者　佐藤　伸治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１６号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜46番地23
債務者　太田多美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで　徳島地方裁判所民事部